食品表示部会 第2回栄養表示に関する調査会

栄養表示の対象食品及び 対象事業者について

平成26年1月22日 消費者庁食品表示企画課 栄養表示の対象食品について

現行の栄養表示基準における対象食品について

【適用の範囲】

◆特別用途食品は、健康増進法の規定に基づき、栄養成分量及び熱量を表示しなければならないとされているため、栄養表示基準の適用外である。

(参照:健康増進法(平成14年法律第103号)第26条、第29条及び第31条、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)第8条)

• 栄養表示基準の策定当時、包装食品以外の食品への栄養表示は想定されておらず、諸 外国においても適用対象に含まれていなかったことから、非包装食品は栄養表示基準の 適用外とされている。

(参照:健康増進法(平成14年法律第103号)第31条の2、栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)第3条)

• 生鮮食品は、基本的に栄養表示基準の適用外とされている。ただし、鶏卵については、特定の栄養成分を使用し、通常のものに比べて、栄養成分に変化を生じさせ、その旨を強調した、いわゆる特殊卵が流通、販売されている実態に鑑み栄養表示基準の適用対象とされた。

(参照:栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)第1条)

• 添加物は、食品に含まれないことから、栄養表示基準の適用外である。

(参照:食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条及び第19条)

	加工食品 (予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
適用の範囲(任意)	0	△ (鶏卵)	×
(注) 性別田冷舎日お除/		<u> </u>	7·낚수 · 사수·씨

注)特別用途食品を除く。

○対象、△一部対象、×対象外

栄養表示の対象食品について①

【これまでの検討経過】

栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日・消費者庁)において、

「特に<u>包装された加工食品については、</u>原材料の配合や加工の度合い等によりその有する栄養成分を認知することが困難である等から、栄養表示が極めて重要であり、(義務化の)対象とすべきものであると考えられる。

一方、生鮮食品については、栄養成分の機能を高めて高付加価値化された商品が開発され、出回っている。生鮮食品はJAS法に基づく表示義務の対象となっており、包装されていない場合にはPOP等による表示を求めていることも考えると、少なくとも、<u>栄養成分や機能性が強調表示された生鮮食品については、これらの表示方法により、栄養成分の含有量が併せて表示される方向で検討すべきである。</u>」とされている。

また、食品表示一元化検討会報告書(平成24年8月9日・消費者庁)において、コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインや各国の義務表示の実態等を踏まえ、新しい栄養表示制度の枠組みとして「原則として、予め包装された全ての加工食品を対象に義務化する一方、消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられるものなどは対象外とすることが適当である。」とされている。

栄養表示の対象食品について②

【考え方(案)】

適用の範囲(義務表示)

・栄養表示は、それがなければ消費者の目に触れることのない「食品に含まれる栄養成分」に関する情報を明らかにし、消費者が適切な食生活を実践するために商品選択をする際に必要な情報であることから、原則として予め包装された全ての加工食品と添加物について、栄養成分の量及び熱量の表示を義務とする。

生鮮食品は、その外観から食品の種類と重量がおおよそ把握できることから、義務を課してまで表示をさせる必要性は乏しいと考える。

- ・ただし、以下の3点を勘案し、表示義務を免除する食品を規定する。
 - ①消費者における表示の必要性
 - ②事業者における表示の実行可能性
 - ③国際整合性

具体的には、①及び②の観点から、予め 包装された食品を右図のように4つに区分 し、B~Dの食品について、③の観点も踏 まえつつ、表示義務を免除する。

		①消費者	の必要性
		高い	低い
②事業者の 実行可能性	高い	А	В
入门马能压	低い	С	D

・なお、強調表示する場合の取扱いは、別途議論

予め包装された食品のうち、表示義務を免除する食品(案)

主な	表示義務を免除する	、義務を免除する 消費者の必要性 事業者の実行可能性	国際整合性		
区分	食品	川貝石の必安に	ず未行の大门り配任	CODEX	諸外国
В	栄養上、意味のない食 品 ※次頁参照	●摂取重量が少ない、又は栄養 成分の含有量が少ない食品は、 栄養上の影響は少なく、表示さ れていても活用されにくい。	〇表示値の設定が可能と 考えられる。	対象外と してもよ い	資料1-2 参照
В	加工食品の原材料として使用される食品	●最終製品でなく、消費者に直接使用されることがないことから、 表示義務の必要性は低い。	〇表示値の設定が可能と 考えられる。 注)業者間取引の取扱いについ ては、生鮮食品・業務用食品の表 示に関する調査会での議論を踏 まえ、整合性を取る必要がある。	記載なし	
В	酒類	●酒類は、致酔性を有する特殊な嗜好品であり、消費者の商品選択のために栄養表示を義務とする必要性は低い。	〇表示値の設定が可能と 考えられる。	記載なし	
С	小包装食品 (例:表示可能面積がX cm ² 未満(P)) 注)面積は、加工食品の表示 に関する調査会で別途検討	〇小包装食品であっても栄養成 分量が少ないとは限らないこと から、栄養表示の必要性は高い。	●物理的に記載が不可能 である。 (参考)現行のJAS法、食品衛生 法においては原材料名等の省略 規定がある。	対象外と してもよ い	
С	極短期間でレシピが変 更される食品 (例:日替わり弁当)	〇レシピが変更された食品で あっても、商品選択の際に栄養 表示の必要性は高い。	●変更の都度、表示値を 設定することが困難である。	記載なし	

○:高い、●:低い

表示義務を免除する「栄養上、意味のない食品」について

【考え方(案)】

「栄養上、意味のない食品」は、下記のいずれかの要件を満たすものとする。

- ①現行の栄養表示基準において、含有量をO(ゼロ)と表示できる基準のうち、たんぱく質、 脂質、炭水化物、ナトリウム及び熱量の基準^(参考)を全て満たしている場合
- ②1日に摂取する当該食品由来の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム) の量及び熱量が社会通念上、微量である場合

(参考)栄養表示基準において、O(ゼロ)と表示できる基準(100g(ml)あたり)ー抜粋ー

たんぱく質、脂質、炭水化物 ・・・0.5g未満 ナトリウム ・・・5mg未満

熱量 •••5kcal未満

(食品例)

- 水
- •コーヒー豆及びその粉砕豆
- ●コーヒー抽出物
- ・ハーブ
- ハーブ抽出物
- ●茶葉
- ・茶葉の抽出物

- ・スパイス
- 練りわさび
- 練りからし
- 一部の添加物(香料、着色料等)

等

栄養表示の対象食品について③

【考え方(案)】

適用の範囲(任意表示)

・生鮮食品、表示義務が免除された加工食品及び添加物についても、<u>任意に栄養表示をしようとする場合</u>、消費者への適切な情報提供の観点から、一定のルールに従う必要があると考えられるため、食品表示基準における栄養表示の基準(以下「新基準」という。)の<u>適用対象に含め、</u>表示義務がかかる食品と同様の方法により表示しなければならないこととする。

その他

(特別用途食品)

・<u>特別用途食品については、</u>健康増進法に基づく現行の制度を維持することとし、<u>新基準の</u> 適用対象からは除くこととする。

(輸入食品)

- ・現行の栄養表示基準(任意)では、邦文で表示されているもの以外は適用外とされている。
- ・食品衛生法及びJAS法に基づく表示については、輸入食品においても、国内法に基づく表示が義務付けられている。
- ・栄養表示を義務化している主要国において、輸入食品について一義的に表示義務を免除 している例はない。
- ⇒栄養表示を義務化するに当たり、輸入食品についても商品選択のために栄養表示を行う 必要性が高いと考えられるため、新基準に基づく栄養成分の量及び熱量の表示を義務と する。(免除規定が適用される場合を除く。)

栄養表示の対象食品(まとめ)

		加工食品 (予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
新基準(案)	義 務	O*1	×	O*1
	任意	0	0	0
現行基準	任 意	0	△ (鶏卵)	×

○対象、△一部対象、×対象外 注)特別用途食品を除く。

- *1以下に該当する食品は表示義務を免除する。
 - ・栄養上、意味のない食品
 - ・加工食品の原材料として使用される食品
 - -酒類
 - ·小包装食品
 - ・極短期間でレシピが変更される食品

栄養表示の対象事業者について

栄養表示の対象事業者について(1)

【背景】

- ・食品表示一元化検討会報告書(平成24年8月9日・消費者庁)においては、対象事業者について「原則として、事業規模等による事業者単位の適用除外は行わず、全ての事業者を対象とする一方、例外として、家族経営のような零細な事業者に過度の負担がかかるようであれば、適用除外とすることが適当である。」とされている。
- ・中小企業基本法第2条第5項において「「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員数^(参考1)が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者について、、五人)以下の事業者をいう」とされており、同法に規定する小規模企業者について、義務を免除している例^(参考2)がある。
- (参考1)正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数
- (参考2)中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって一定の要件を満たす場合、容器包装リサイクル法に基づく再商品化の義務対象から除外している。
- ・米国では事業者規模での栄養成分表示(義務表示)の免除規定を設けている。
- ①正社員100人未満であって米国での年間販売数10万単位未満の場合 又は
- ②年総売上50万ドル以下若しくは食品の年売上5万ドル以下で消費者に直売する者
- ・第27回食品表示部会にて、<u>食品関連事業者以外の販売者は、</u>消費者の選択や健康増進のための情報を<u>義務表示とする必要性は乏しいとされた</u>。

栄養表示の対象事業者について②

【考え方(案)】

適用の範囲(義務表示)

- ・<u>食品関連事業者以外の販売者は</u>消費者の長期的な食生活を考えれば義務を課してまで表示をさせる 必要性は乏しいため<u>義務化の対象外</u>とし、<u>食品関連事業者は原則として全ての事業者に栄養成分の</u> 量及び熱量の表示を義務付ける。
- ・ただし、食品表示一元化検討会報告書を踏まえ、家族経営のような零細事業者について過度の負担を 軽減するため、中小企業基本法第2条第5項を参考に、業種を問わず正社員及び正社員に準じた労働 形態である従業員の数が5人以下の事業者について表示義務を免除する。

日本では、売上高により事業者を分類する法律は、中小企業基本法を含めて確認できないことから、売上高による表示義務の免除規定は設けないこととする。

適用の範囲(任意表示)

・<u>表示義務が免除された事業者等</u>であっても、任意に栄養表示をしようとする場合は、一定のルールに 従う必要があると考えられるため、新基準の適用対象に含める。

その他

・「業務用食品を扱う事業者」が行う表示については、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会の 結果を踏まえて、検討することとする。

<新基準(案)のポイント>

- 原則として、全ての食品関連事業者を表示義務の適用対象とする。
- ただし、表示責任者が以下に該当する場合は、表示義務を免除する。
 - ・正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数が5人以下の食品関連事業者
 - ・食品関連事業者以外の販売者
- 〇 業務用食品を扱う事業者は、追って検討する。

(参考)食品表示基準に係る「事業者等」の区分(第27回食品表示部会資料より)

食品表示法

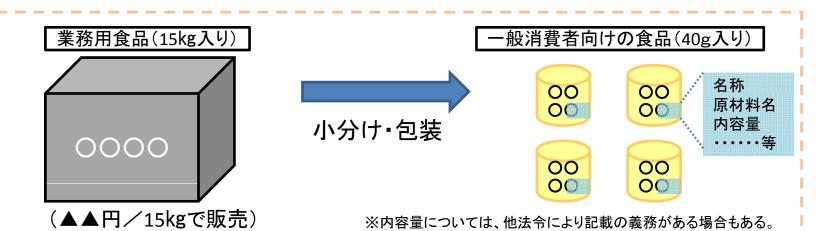
- 1「食品関連事業者」について
- 食品関連事業者を<u>「一般消費者に販売される形態の食品(以下「一般消費者向けの</u> 食品」という。)を扱う事業者」、「業務用食品を扱う事業者」に区分することとする。

一般消費者向けの	・加工食品及び添加物のうち、それぞれ、一般消費者に販売される形態となっているもの
食品	・生鮮食品のうち、加工食品の原材料とならないもの
業務用食品	・加工食品及び添加物のうち、それぞれ、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のもの ・生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるもの

業務用食品への表示は、<u>あくまで事業者向けに表示するもの。一般消費者向けの食品(最終的に消費者に販売される食品)</u> には表示の必要があっても、事業者向けに販売される食品には必ずしも表示の必要がない情報(例:内容量)や表示方法も考えられる。

したがって、両者に関する表示義務は区別して検討する必要がある。

※「販売」には、不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む(食品表示法第1条)。



2「食品関連事業者以外の販売者」について

●さらに、食品表示法には、食品関連事業者等の中に、反復継続性のない販売を行う「食品関連事業者以外の販売者」が規定されており、「食品関連事業者」とは別の区分を設けることとする。

例:小学校のバザーで袋詰めのクッキーを販売する保護者 町内会の祭りで瓶詰めの手作りジャムを販売する町内会の役員

食品表示法(平成25年法律第70号)

第2条 (略)

- 2 (略)
- 3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 食品の製造、加工(調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者(以下「食品関連事業者」という。)
- 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者
- ●消費者の選択や健康増進のための情報 →表示義務を課す必要性は乏しい。

消費者の長期的な食生活を考えれば、バザー等で販売される食品に表示がされないからといって、消費者の選択の機会や健康増進の機会が大きく失われるものではなく、「業として食品を販売する者」以外の者(例:小学校のバザーで出店する保護者)に義務を課してまで表示をさせる必要性は乏しいため。

- ●食品を摂取する際の安全性に関する情報 → 表示義務を課す必要がある。 たとえー度きりの販売であるとしても、身体や生命に重大な危害を与えるおそれがあるため。
 - ※ 営利目的はなくとも、反復継続して食品を販売する者は、「食品関連事業者」である。 (例: クッキーを販売するNPO法人)